日以内と制限されているが,この期間 は不変期間であり,裁判所はこれを伸 縮することができない(同条Ⅱ・Ⅲ)。

住民訴訟によって裁判所に請求する ことができる裁判の種類は、①当該機 関又は職員に対する当該行為の全部又 は一部の差止め請求、②行政処分たる 当該行為の取消し又は無効確認の請求, ③当該機関又は職員に対する当該怠る 事実の違法確認請求、④当該職員又は 当該行為若しくは怠る事実に係る相手 方に損害賠償又は不当利得返還の請求 をすることを当該普通地方公共団体の 執行機関又は職員に対して求める請求 (ただし、当該職員又は当該行為若し くは怠る事実に係る相手方が自治法 243の2皿の規定による賠償の命令の 対象となる者である場合にあっては、 当該賠償の命令をすることを求める請 求)の4種類である。

この住民訴訟は、当該地方公共団体の事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとされ、その他の手続については、行政事件訴訟法の民衆訴訟に関する規定が適用される(同条V·XI)。

なお,住民訴訟を提起した者が勝訴した場合は,それに要した弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額を当該団体に請求することができる(同条XII)。

受益者負担金 国又は地方公共団体が行う建設事業等について、その経費の一部に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者に対して、その受益の限度において課される金銭給付義務をいう。

地方自治法においては, 地方公共団 体は, 数人又は地方公共団体の一部に 対し利益のある事業について、その費用に充てるため、条例で定めるところにより、当該事業により特に利益を受ける者から、受益の限度においてきることとができることとだし、地方税法の規定により不均一の課税若しくは地方公共団体の一部に対する課税をした場合又は水利地益税若しくは共同施設税を課する場合には、同一の事件について分担金を徴収することとできないこととなっている(自治令153)。

このほか,港湾整備等の特定の事業 に係る受益者負担金については,それ ぞれの関係法律において,その徴収を 認める規定が設けられている(道路法 61,都市計画法75,河川法70,港湾法 43の4,海岸法33,土地改良法91)。

この受益者負担金制度は、公共施設の整備等により、特に著しい利益を受ける者がある場合に、その費用をすべて租税で賄うことはかえって公平の原則に反するので、受益者から費用の一部を徴収することによって費用負担の公平を図ろうとするものであり、地方財政法で禁止されている住民への負担転嫁とは、もとよりその性格を異にするものである。

なお、都道府県が行う土木その他の 建設事業に対する受益市町村の負担 (地財法27)及び国の直轄事業に対す る受益地方公共団体の負担(道路法50 等)も受益者負担金の一種であるとい える。

[関連語] 直轄事業負担金, 都道府県 に対する市町村の負担

宿日直手当 → 職員手当